

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

学校教育課 学事係

議案名

議案第30号 財産取得(教師用指導書一式)について

趣旨・目的

教師用指導書一式を購入するに当たり、予定価格が2,000万円以上であったため、地方自治法第96条第1項第8号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

概 要

- 1 購入する財産及び数量 教師用指導書一式
- 2 契 約 の 方 法 随意契約
- 3 購 入 価 格 2,683万88円
- 4 契 約 の 相 手 方 桐生市本町五丁目40番地
株式会社 シロキヤ
代表取締役 竹内 靖博

《財産の内容》

- ・ 小学校用指導書 160冊
- ・ 中学校用指導書 253冊
- ・ 小学校用教科書 72冊
- ・ 中学校用教科書 692冊

教師用指導書は、教師が各教科をどのように教えるべきかを解説したものであり、紙とデジタルの両方があります。

背景・経過

小・中学校の児童生徒が使用する教科書は、国の教科書無償給与制度により無償で配布されますが、教師が使用する教科書及び指導書については、無償給与の対象ではないため、市が購入しています。

教科書のデジタル化が進み、教師用指導書の単価が上昇したことにより予定価格が2,000万円を超えた本件について議案上程するものです。

教師用指導書は、県内他自治体においても各地域の教科書取扱書店から購入しており、桐生・みどり地区においては、教科書取扱書店である3つの販売店からそれぞれ購入しております。今回予定価格が2,000万円を超えたのは購入する3件のうち本件だけであるため、本件を議案上程するものです。

また、指導書・教科書を含め書籍は再販制度(定価販売制度)により全国同一価格となっており競争入札に適さないこと、指導書・教科書は教科書取扱書店でしか購入できないことから、随意契約とするものです。